

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年 7 月 23 日

水 曜 日

第 3791 号

## 目 次

### 告 示

○公有水面埋立ての免許	1
○保安林の指定の解除	5

### 公 告

○県営土地改良事業の工事の完了	6
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	
○開発行為の工事完了	10
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	

## 告 示

### 富山県告示第343号

公有水面埋立ての免許について

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成26年 7 月 23 日

伏木富山港港湾管理者 富山県

代表者 富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 出願人

- (1) 名称 富山県
- (2) 代表者の氏名 富山県知事 石井 隆一
- (3) 住所 富山市新総曲輪1番7号

#### 2 埋立区域

- (1) 全体

ア 位置 富山県高岡市伏木国分字八幡 577番に接する臨港道路3号線前面の国分護岸、国分3号岸壁及び国分護岸前面の国有海浜地の地先公有水

## 面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点から④の地点を順次に結んだ線、④の地点から⑧の地点を順次に結ぶ平成25年の秋分の満潮位（C. D. L. +0. 44 m）における公有水面と国分3号岸壁、国分護岸との境界線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位（C. D. L. +0. 44m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 高岡市伏木磯町33地先（臨港道路3号線）の国土交通省設置の街区三角点 1003A（北緯36度48分05秒4691、東経 137度03分23秒8362）から 320度47分31秒264. 79mの地点

②の地点 ①の地点から 136度30分12秒 122. 71mの地点

③の地点 ②の地点から 226度30分12秒 0. 11mの地点

④の地点 ③の地点から 136度30分12秒 1. 97mの地点

⑤の地点 ④の地点から 226度30分12秒 0. 97mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 316度30分12秒 0. 76mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 271度11分04秒 24. 77mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 316度29分41秒 78. 67mの地点

ウ 面積 1, 897. 47㎡

## (2) 1 工区

ア 位置 富山県高岡市伏木国分字八幡 577番に接する臨港道路3号線前面の国分護岸及び国分3号岸壁の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち⑨の地点から④の地点を順次に結んだ線、④の地点から⑦の地点を順次に結ぶ平成25年の秋分の満潮位（C. D. L. +0. 44 m）における公有水面と国分3号岸壁との境界線及び⑨の地点と⑦の地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位（C. D. L. +0. 44m）における公有水面と国分護岸との境界線により囲まれた区域

⑨の地点 高岡市伏木磯町33地先（臨港道路3号線）の国土交通省設置の街区三角点 1003A（北緯36度48分05秒4691、東経 137度03分23秒8362）から 316度49分22秒197. 88mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 46度30分12秒 18. 70mの地点

②の地点	⑩の地点から	136度30分12秒	56.54mの地点
③の地点	②の地点から	226度30分12秒	0.11mの地点
④の地点	③の地点から	136度30分12秒	1.97mの地点
⑤の地点	④の地点から	226度30分12秒	0.97mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	316度30分12秒	0.76mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	271度11分04秒	24.77mの地点

ウ 面積 926.86㎡

### (3) 2 工区

ア 位置 富山県高岡市伏木国分字八幡 577番に接する臨港道路3号線前面の  
国分護岸及び国分護岸前面の国有海浜地の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点から⑨の地点を順次に結んだ線、⑨の地  
点と⑧の地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位 (C. D. L. +0.44m) にお  
ける公有水面と国分護岸との境界線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ平  
成25年の秋分の満潮位 (C. D. L. +0.44m) における公有水面と陸地と  
の境界線により囲まれた区域

①の地点 高岡市伏木磯町33地先 (臨港道路3号線) の国土交通省設置の  
街区三角点 1003A (北緯36度48分05秒4691、東経 137度03分23秒  
8362) から 320度47分31秒264.79mの地点

⑩の地点 ①の地点から 136度30分12秒 66.17mの地点

⑨の地点 ⑩の地点から 226度30分12秒 18.70mの地点

⑧の地点 ⑨の地点から 316度29分41秒 38.33mの地点

ウ 面積 970.61㎡

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

### (1) 全体

ア 位置 富山県高岡市伏木国分字八幡 577番に接する臨港道路3号線、臨港  
道路3号線前面の国分護岸、国分3号岸壁、国分西防波堤及び国分護  
岸前面の国有海浜地の地内並びに同市伏木国分字八幡 577番に接する  
臨港道路3号線前面の国分護岸、国分3号岸壁、国分西防波堤及び国  
分護岸前面の国有海浜地の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㉗の地点と㉘の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉗の地点 高岡市伏木磯町33地先（臨港道路3号線）の国土交通省設置の街区三角点 1003A（北緯36度48分05秒4691、東経 137度03分23秒8362）から 314度25分14秒325.13mの地点

㉘の地点 ㉗の地点から 46度30分12秒 182.05mの地点

㉙の地点 ㉘の地点から 136度30分12秒 235.55mの地点

㉚の地点 ㉙の地点から 226度30分12秒 182.24mの地点

ウ 面積 42,904.63㎡

(2) 1 工区

ア 位置 富山県高岡市伏木国分字八幡 577番に接する臨港道路3号線、臨港道路3号線前面の国分護岸及び国分3号岸壁の地内並びに同市伏木国分字八幡 577番に接する臨港道路3号線前面の国分護岸及び国分3号岸壁の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㉛の地点と㉜の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉛の地点 高岡市伏木磯町33地先（臨港道路3号線）の国土交通省設置の街区三角点 1003A（北緯36度48分05秒4691、東経 137度03分23秒8362）から 313度03分20秒198.23mの地点

㉜の地点 ㉛の地点から 46度30分12秒 32.15mの地点

㉝の地点 ㉜の地点から 136度30分12秒 108.51mの地点

㉞の地点 ㉝の地点から 226度30分12秒 32.24mの地点

ウ 面積 3,493.68㎡

(3) 2 工区

ア 位置 富山県高岡市伏木国分字八幡 577番に接する臨港道路3号線、臨港道路3号線前面の国分護岸、国分西防波堤及び国分護岸前面の国有海浜地の地内並びに同市伏木国分字八幡 577番に接する臨港道路3号線前面の国分護岸、国分西防波堤及び国分護岸前面の国有海浜地の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊸の地点 高岡市伏木磯町33地先（臨港道路3号線）の国土交通省設置の街区三角点 1003A（北緯36度48分05秒4691、東経 137度03分23秒8362）から 314度25分14秒325.13mの地点

㊹の地点 ㊸の地点から 46度30分12秒 182.05mの地点

㊺の地点 ㊹の地点から 136度30分12秒 235.55mの地点

㊻の地点 ㊺の地点から 226度30分12秒 150.00mの地点

㊼の地点 ㊻の地点から 316度30分12秒 108.51mの地点

㊽の地点 ㊼の地点から 226度30分12秒 32.15mの地点

ウ 面積 39,410.95㎡

4 埋立地の用途 ふ頭用地

5 免許年月日 平成26年7月1日

## 富山県告示第344号

保安林の指定の解除について

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年7月23日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
富山県氷見市中波字上野4005の1
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## 公 告

## 県営土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 113条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成26年 7 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

地 区	事 業 名	工事完了年月日
吉野川縁	かんがい排水事業	平成24年11月30日

## 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成26年 7 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品等の名称及び数量  
パソコンネットワークシステム 一式
- (2) 借入物品等の規格、機能、性能等  
入札説明書による。
- (3) 借入期間  
平成27年 3 月 1 日から平成33年 2 月 28日まで（72箇月）
- (4) 借入場所  
入札説明書による。

## (5) 借入条件

入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第163号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第163号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

## 3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

平成26年7月23日から同年8月25日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所におい

て希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成26年8月5日 午前10時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号  
富山県出納局総務会計課入札室

(4) 入札書の提出期限

平成26年9月1日 午後5時15分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成26年9月12日 午前10時

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1箇月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額



を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:  
Personal Computer Network System, one set.
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on September 1, 2014
- (3) Contact point for notification:

General Affairs, Accounting and Property Management Division

Treasury Bureau

Toyama Prefectural Government

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8501 Japan

Telephone: 076-444-3423, 3424

### 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成26年 7 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市黒河新字坂前2602番 2、黒河新字三百野229番、230番 2 並びに黒河字三百野3882番			射水市鏡宮 656番地 1 グローバル 3ー 301	朱 川
射水市下村三箇 278番の一部及び52番 1			富山市追分茶屋 522番地 1 アヴァンセ呉羽 105号	森 博保

### 特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成26年 7 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成26年 7 月 7 日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人おおかみこどもの花の家
- 3 代表者の氏名  
山崎 正美
- 4 主たる事務所の所在地  
富山県中新川郡上市町稗田27番地6
- 5 定款に記載された目的

この法人は、映画「おおかみこどもの雨と雪」の舞台モデルとなった古民家を管理公開する事により、古民家に訪れる来場者に対して観光の振興を図る。また、古民家の修繕や同じく舞台モデルとなった同地区の清掃活動などを行う事により環境の保全を図る。劇中で画かれているイメージを壊さず伝承し、イメージに即したイベント等を開催する事により、地域の魅力を発信出来るよう努めていく。

---

